

事 務 連 絡
令和 2 年 3 月 6 日

各都道府県私立学校主管部課
各文部科学大臣所轄法人担当課
構造改革特別区域法第 12 条第 1 項の認定を 御中
受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課

文部科学省高等教育局私学部私学行政課

新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえた私立学校における業務体制の
確保について（事務連絡）

2 月 27 日に開催された新型コロナウイルス感染症対策本部において、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校における全国一斉の臨時休業を要請する方針が内閣総理大臣より示され、感染のリスクを予防する観点から、文部科学省から臨時休業を要請したところで（令和 2 年 2 月 28 日付け元文科初第 1585 号文部科学事務次官通知）。これらの措置に伴い、新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえた公立学校における業務体制については、文部科学省から各教育委員会に対し、別添のとおり、通知を発出いたしました（令和 2 年 3 月 5 日付け元初財務第 35 号文部科学省初等中等教育局財務課長通知）。

別添財務課長通知は公立学校における業務体制の確保を念頭に置いたものですが、各学校法人等及び学校においても、同通知の内容を参考に、私立学校における業務体制の確保に努めていただくようお願いします。

また、臨時休業に伴い、教職員（非常勤である者も含む。）について休業させた場合において、当該教職員が労働基準法上の労働者に該当するときは、労働基準法第 26 条に規定する休業手当の対象となる可能性があるため、必要に応じて労働基準監督署とご相談のうえ、適切にご対応願います。

（参考） 労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）第 26 条では、使用者の責に帰すべき事由による休業の場合においては、使用者は、休業期間中当該労働者に、その平均賃金の 100 分の 60 以上の手当を支払わなければならないと規定しています。一般的に、労働者に他に就かせることができる業務があるにもかかわらず休ませている場合等、事業主が通常の経営者としての最大の注意を尽くしても、なお避けることのできない休業であるとはいえない場合は、休業手当の支払いが必要となります。

なお、別添財務課長通知においては、学校の臨時休業に当たっては、授業がな

い場合であっても、休業中の学校においては引き続き、類似の業務を行うことにより対応することが考えられること、また、これが困難である場合には、例えば、本人の同意を得て業務内容を変更して新たな業務を行わせることが考えられること等を示していることにご留意いただきますようお願いいたします。

都道府県私立学校主管部課におかれては所轄の学校法人等を通じてその設置する学校に対して、文部科学大臣所轄学校法人におかれてはその設置する学校に対して、構造改革特別区域法（平成 14 年法律第 189 号）第 12 条第 1 項の認定を受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課におかれては所轄の学校設置会社及び学校に対して、本件について周知をお願いいたします。

【本件連絡先】

文部科学省高等教育局私学部私学行政課法規係
03-5253-4111（内線2532）

各都道府県教育委員会教育長 殿
各指定都市教育委員会教育長

文部科学省初等中等教育局財務課長

合 田 哲 雄

(印影印刷)

新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえた業務体制の確保
について（通知）

2月27日に開催された新型コロナウイルス感染症対策本部において、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校における全国一斉の臨時休業を要請する方針が内閣総理大臣より示され、感染のリスクを予防する観点から、文部科学省から臨時休業を要請したところです（令和2年2月28日付け元文科初第1585号文部科学事務次官通知）。

各地方公共団体において、大規模イベントの自粛や学校の臨時休業、施設の一時閉鎖など感染防止のための各種措置が講じられているところですが、これらの措置に伴い、当該事業に従事する職員について、職員の業務内容や勤務場所、勤務方法の変更といった柔軟な対応によって引き続き業務に従事させるなど、地域の実情に応じ、非常勤職員を含む職員全体の働く場の確保を図るとともに、組織全体としての業務体制の確保を図ることについて、このたび、総務省から別添のとおり、通知が発出されておりますので、送付いたします。

これに加えて、特に学校における非常勤職員については下記のとおり留意事項をまとめておりますので、各教育委員会におかれましては、これらの事項も踏まえながら引き続き適切に対応いただくようお願いいたします。

各都道府県教育委員会におかれては、域内の市（指定都市を除く。）町村教育委員会に対し、本通知について周知していただくよう、お願いいたします。

記

1. 学校の臨時休業に当たっては、各地域や学校の実情に応じ、非常勤職員を含む職員全体の働く場の確保を図るとともに、組織全体としての業務体制の確保に万全を期すこと。

具体的には、授業がない場合であっても、休業中の学校においては引き続き、例え

ば、非常勤講師の場合は授業準備、年度末の成績処理や児童生徒の家庭学習の支援、学校用務員の場合は学校施設の修繕、給食調理員の場合は給食調理場等の清掃、消毒などの業務を行うことが考えられ、補助金事業により配置される職員等を含め、他の職員についても休業期間中も何らかの業務に携わることが可能であると想定される場所である。このため、各教育委員会等において、当該非常勤職員についてはその任用形態や学校の運営状況等を、補助金事業により配置される職員についてはその補助目的を踏まえながら、適切に対応すること。

なお、基本的には上記のとおり引き続き類似の業務を行うことにより対応することが考えられるが、これが困難である場合には、例えば、本人の同意を得て業務内容を変更して新たな業務を行わせることなど、適切に対応することが考えられること。

2. 非常勤職員が勤務するに当たっては、在宅勤務や時差出勤の推進も含め、職員の柔軟な勤務態勢を確保すること。また、「新型コロナウイルス感染拡大防止において出勤することが著しく困難であると認められる場合の休暇の取扱いについて（通知）」（令和2年3月2日元初財務第34号文部科学省初等中等教育局財務課長通知）を踏まえ、休暇の取得についても格段の御配慮をお願いしたいこと。

【連絡先】 文部科学省 初等中等教育局
財務課 教育公務員係

(電話) 03-5253-4111 (内線2588)

(FAX) 03-6734-3733

総行公第29号
令和2年3月5日

各都道府県総務部長
（人事担当課、市町村担当課、区政課扱い）
各指定都市総務局長
（人事担当課扱い）

殿

総務省自治行政局公務員部
公務員課長
（公印省略）

新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえた業務体制の確保について

新型コロナウイルス感染症対策の基本方針（令和2年2月25日）及び内閣総理大臣から方針が示された学校の臨時休業の要請（同月27日）等を踏まえ、各地方公共団体において、大規模イベントの自粛や学校の臨時休業、施設の一時閉鎖など感染防止のための各種措置が講じられています。

職員の柔軟な勤務体制の確保については、令和2年2月27日付けで通知したところですが、これらの措置に伴い、当該事業に従事する職員について、一部の地方公共団体では、職員の業務内容や勤務場所、勤務方法の変更といった柔軟な対応によって引き続き業務に従事させることとし、組織全体として必要な業務体制の確保を図る取組が見られます。

各地方公共団体におかれては、こうした事例も参考にしつつ、地域の実情に応じ、非常勤職員を含む職員全体の働く場の確保を図るとともに、新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた組織全体としての業務体制の確保に万全を期していただきますようお願いいたします。

なお、地域の元気創造プラットフォームにおける調査・照会システムを通じて、各市町村に対して、本通知についての情報提供を行っていることを申し添えます。

本通知は、地方公務員法第59条（技術的助言）及び地方自治法第245条の4（技術的助言）に基づくものです。

<業務内容の変更等により柔軟に対応している事例>

- ・図書館の職員を平常時には十分でなかった書庫整理やウェブ貸出等に従事させる
- ・公民館の職員を住民の方々からの電話への応対や市民講座の企画検討等に従事させる
- ・学校の非常勤講師を次年度の授業準備、自主学習支援、自宅研修等に従事させる
- ・学校の給食調理員を施設の大規模清掃、学童保育支援、衛生管理研修等に従事させる

【連絡先】 総務省自治行政局公務員部
公務員課公務員第一係
電 話 03-5253-5542 (直通)